

## 資金決済に関する新たな法制度に関する動き

平成 21 年 1 月 14 日、金融庁は、金融審議会金融分科会第二部会報告（「資金決済に関する制度整備について—イノベーションの促進と利用者保護—」）（以下「第二部会報告」という。）を公表した<sup>1 2</sup>。

第二部会報告は、①いわゆるサーバ型の前払式支払手段についての法規制の導入、及び、②現在銀行等の預金取扱金融機関のみが営むことができる送金業務を他の業態にも認めることについての法制度の導入を提唱している。

内閣（金融庁）は、本国会（第 171 回通常国会）において、関連法案を提出する予定である。平成 21 年 1 月 16 日の日本経済新聞の朝刊第 4 面によれば、内閣は、「資金決済に関する法律案」（仮称）を通常国会に提出する予定とのことである。

第二部会報告に記載された注目すべき事項は以下のとおりである。

### 1. サーバ型の電子マネーに対する新たな法規制

前払式証票の規制等に関する法律（平成元年法律第 92 号、以下「プリカ法」という。）は、現在、前払式支払手段のうち、価値（電子マネー等）が紙や IT チップ等の証票に記録されるもののみ適用される（「証票型」）。そして、未使用発行残高の 2 分の 1 以上の金額について、法務局に供託しなければならない等、発行者に対して一定の義務が課されている。しかしながら、プリカ法は、サーバにのみ価値が記録される前払式支払手段には適用されない（「サーバ型」）。証票型とサーバ型のいずれも、前払式支払手段である点は共通であり、唯一の違いはどのように電子マネーが記録されるかという点である。この相違は、顧客保護及び電子マネーサービスを提供する事業者間のイコール・フットィングの観点から問題とされてきた。第二部会報告は、サーバ型の電子マネーに証票型の電子マネーと同様の新たな規制を導入することを提唱している。

第二部会報告は、換金・返金が可能な電子マネーに関して、これらのサービスは、銀行及びその他の預金取扱金融機関が受け入れることができる、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」（昭和 29 年法律第 195 号）上の「預り金」に該当する可能性があるとしている。第二部会報告は、このような問題を前提とし

<sup>1</sup> [http://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20090114-1.html](http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20090114-1.html)（日本語版のみ）

<sup>2</sup> 「決済に関する論点の中間的な整理について」（座長メモ）も参照のこと。

<http://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/20071218.html>（日本語）

<http://www.fsa.go.jp/frtc/english/seika/sgr/20080611.html>（英訳）

て、前払金の換金・返金を原則として禁止するのが妥当であるとしている。

## 2. 送金業務

現在、銀行法（昭和56年法律第59号）上の免許を得た銀行その他の預金取扱金融機関（以下「銀行等」という。）のみが「為替取引」を営むことが認められている（銀行法第2条第2項第2号、第4条第1項など）。

銀行法上の「為替取引」とは、裁判例において、「顧客から、隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する仕組みを利用して資金を移動することを内容とする依頼を受けて、これを引き受けること、又はこれを引き受けて遂行すること」と定義されている（平成13年3月12日最判第三小法廷決定）。

典型的な送金業務は「為替取引」の定義に該当するので、銀行等以外の事業会社は日本においては送金業務を営むことができない。

銀行等により現在営まれている送金業務は、安全で確実であるが、顧客（とりわけ外国人居住者）により、送金手数料が高いことや銀行等の営業時間が限られていることについて、不満を呈されているところである。米国やEU諸国に目を転じて見ると、送金業務は規制当局により許可を前提として、（米国では送金業務<sup>3</sup>として、EU諸国では決済業務として）事業会社にも開放されているところである。顧客の利便性の向上や決済サービスの国際的競争力の強化の観点から、第二部会報告は、送金業務を事業会社にも開放することを提唱している。第二部会報告は、かかるサービス提供者の倒産からの隔離のため、滞留資金額に相当する資金を保全しておく必要があると提唱している。また、新たなサービス提供者は、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）に基づき、本人確認をする義務を負うべきであると提唱されている。

上記の日本経済新聞の記事によれば、資金決済に関する法律案においては、銀行等以外の会社は、「資金移動業者」（仮称）の登録をすれば、送金業務を営むことが可能となる。資金移動業者が破綻した際に、送金資金が受取人に確実に受け渡されることを確保するために、送金途中にある資金はその全額を、分別管理や供託所に供託するなどして、保全しなければならない。銀行法上の銀行は他業を行うことが禁じられ、事業会社の議決権を5%超保有することが禁じられているが、このような制限は資金移動業者には課せられない。資金移動業者らが自主規制団体を設立する場合は、金融庁はかかる団体に認可を与える。かかる団体には自主ルールの策定などが期待されている。

<sup>3</sup> 米国では州によって制度が異なることに注意する必要がある。

### 3. 銀行間の資金決済

銀行等相互間の資金決済については、民間により運営されている資金決済システムにより行われている。全国銀行データ通信システム（「全銀システム」）は、個人や会社等の顧客の間の送金という内国における資金決済システムの中核を担っている。現在、全銀システムは、銀行を構成員とする公益法人である東京銀行協会によって運営されている。全銀システムの運営主体は、複数の銀行間の資金決済に係る債務の引受けを行う清算機関としての役割を果たしている。全銀システムの清算機関としての機能を一層確実にするために、法的安定性を図ることが望ましい。

第二部会報告は、諸外国の規制や証券決済における制度を参考に、所要の整備を図ることが必要であるとしている。

前述の日本経済新聞の記事によれば、資金決済に関する法律において、銀行間の決済網を運営する機関を「資金清算機関」（仮称）として免許制とすることを提唱している。

### 4. 今回規制が見送られた事項

#### 4.1. ポイント・サービスに対する法規制

電子マネーにおけるポイント・サービスについては、ポイントが財・サービスの利用に充てられる点で、前払式支払手段と同様の機能を有することから、消費者保護の観点から規制すべきとの議論がある。これに対しては、ポイントは、基本的に、景品・おまけであり、消費者保護を図る必要はないという強い反対意見がある。

また、ポイント交換に関しては、ユーザーがポイント A をポイント B の支払に充てる場合、ポイント B の発行者はポイントをユーザーの支払った価格によりポイントを発行したものと看做されるとの見解がある。これに対しては、ポイント A がポイント B に変換されたとしても、ポイント A が景品・おまけであるという性質を変えるものではなく、ポイント B も同様に景品・おまけと考えるべきであるという強い反対意見がある。

ポイント・サービスに対して新たな規制を導入することについては強い反対意見があったため、第二部会報告は新たな規制を設けることについての賛否両論を併記するとどまり、結論を見送った。

#### 4.2. 収納代行サービス及び代金引換サービス

収納代行サービスとは、商品やサービスの提供者のために、代理人（コンビニエンス・ストア等）が、自ら又はその関連会社の店頭において、料金を現金で受け取るサービスである（例えば、公共料金の受取サービスがこれに該当する。）。代金引換

サービスとは、宅配業者が、顧客の代金の支払いと引き換えに、商品やサービスを引き渡すサービスである。収納代行サービスと代金引換サービスのいずれにも、現在規制は設けられていない。

従前から、これらのサービスは、法律上、「為替取引」（上記2参照）に該当するのではないかとの議論がある。また、これらのサービス提供者の破綻や詐欺的行為の防止のため、何らかの措置を講じるべきではないかとの議論もあった。

しかしながら、過去、消費者保護の見地から、これらのサービスについて重大な問題が生じたことはないことや、これらのサービスに対する規制は利用者の利便性を損なう恐れがあるとの強い批判を受け、第二部会報告は新たな規制を設けることについての賛否両論を併記するにとどまり、結論を見送った。

以上

◇ ◇ ◇ ◇

\* 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。

© Anderson Mori & Tomotsune 2009

<連絡先>

アンダーソン・毛利・友常法律事務所  
〒106-6036  
東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー

弁護士 森下 国彦  
電 話： 03-6888-1040  
Eメール：kunihiko.morishita@amt-law.com

弁護士 渡邊 雅之  
電 話： 03-6888-1100  
Eメール：masayuki.watanabe@amt-law.com